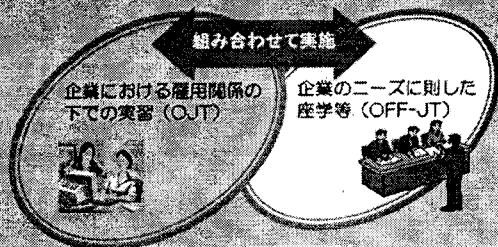


平成20年10月1日から
有期実習型訓練の訓練基準が
緩和されました。

有期実習型訓練が、より事業主の皆さまにご活用いただきやすくなりました。
これを機会に導入を是非ご検討ください。



有期実習型訓練は、企業現場における実習(OJT)と企業ニーズに則した座学等(OFF-JT)を組み合わせた実践的な訓練です。

有期実習型訓練実施企業のメリット

- 1 社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保が可能となります。
- 2 人材育成に積極的な企業であることのPRが可能となります。
- 3 制度の利用を通じて、自社の人材育成体制の構築が可能となります。
- 4 国の助成制度を活用することにより、訓練にかかる負担を軽減できます。

Ⅰ 有期実習型訓練の対象者及び活用方法

優秀な人材の確保のため、新たに雇い入れて訓練を実施する場合(基本型)や、既に雇用している自社内のパート労働者等の非正規労働者を正社員化する際などに訓練を実施する場合(キャリア・アップ型)にもご活用いただけます。

有期実習型訓練の受講対象となる方は次のとおりです。

1. 基本型

職業能力形成機会に恵まれない者(原則として、過去5年間に於いて概ね3年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の者(卒後8ヶ月以内の者を除きます。))として、キャリア・コンサルタント(※)が認められた方が対象となります。

(※)厚生労働省等が主催する講習を受けた者に限りです。

NEW! 対象者の範囲を拡大
「卒後2年以内の者を除きます。」から「卒後8ヶ月以内の者を除きます。」に変更し、

2. キャリア・アップ型

上記(1. 基本型)の要件を満たす既に自社内で雇用している労働者であって、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 期間の定めのない雇用契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者のそれと比べて短く、かつ、30時間未満である方。
- ② 有期の雇用契約を締結している方

キャリア形成促進助成金 (主な助成内容)

- ① OJTについて…訓練生1人1時間当たり600円
- ② OFF-JTについて…以下に要した経費の助成率(中小企業2分の1、大企業3分の1)に応じた額

- ・ 教育訓練機関等で行う訓練に係る受講料
- ・ 訓練実施中の賃金

助成金には要件や上限額があります。詳しくは独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター又はジョブ・カードセンターまでお問い合わせ下さい。

II 訓練標準は次のとおりです

- 訓練期間は、3ヶ月超6ヶ月以下であること(特別な場合には1年以内)。
- 総訓練時間は、訓練期間6ヶ月当たり29時間以上であること。
- 総訓練時間に占めるOFF-JTの時間数の割合は、2割以上8割以下(※)であること。
(※) 訓練終了後に訓練受講者を正社員として雇用する場合には、総訓練時間に占めるOFF-JTの割合は「1割以上9割以下」になります。

NEW!
1) 訓練より前の下、2) 訓練より前

- 訓練の終了時に、ジョブ・カード様式6(評価シート)により能力評価を実施するもの(汎用性のある評価基準を活用するものに限る)。
- OFF-JTの実施主体について、次のいずれかに該当するもの。

OFF-JTの実施主体の要件

OJT実施事業主(自社)の施設外で実施

- OJT実施事業主以外の者が設置する施設に依頼して行われる訓練

OJT実施事業主(自社)の施設内で実施

- 外部から派遣された訓練士により行われる訓練
- 専任学校等(専任教員、職業訓練指導員等)が指導者となる場合、かつ、その指導者となる者が、訓練士として認められることにより実施される訓練
(※) 対象訓練に当たる職業の「労働時間(15年以上)の専任、労働時間(5年以上)の兼任、労働時間(2年以上)の兼任などがあります。詳しくは、ジョブ・カードセンター又は独立行政法人雇用・能力開発推進機構センターまでお問い合わせください。
- 訓練を行う上で必要と認められるオリエンテーション又は能力評価(上限は併せて10時間)

NEW!
指導する者(訓練士)の要件を緩和

上記の自社内、自社外のOFF-JTを組み合わせて実施することも可能です。また、上記のほか、自社内・自社外にかかわらず、認定職業訓練(職業能力開発促進法24条の3項に規定する認定職業訓練)を行う施設により行われる訓練が該当します。

有期実習型訓練で人材育成していませんか。
流れに沿って、スタートです。

(下の流れ図は、基本型について、例示的に示したものです。)



OJT現場とOFF-JTの実施主体とは異なる連携を図りながら訓練を実施して下さい。

訓練実施企業又は評価シートを含むジョブ・カードを活用して他の企業で常用就職

- ジョブ・カードセンターでは、訓練実施計画の作成、訓練の実施手続、訓練実施上の課題解決、職業能力の評価の実質等について各種支援を行います。
- 有期実習型訓練の訓練基準の評価や手続等については、ジョブ・カードセンター又は独立行政法人雇用・能力開発推進機構都道府県センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

厚生労働省
独立行政法人雇用・能力開発機構
ジョブ・カードセンター